

## 大阪府環境審議会水質規制部会（第1回）議事要旨

日時：平成24年7月19日（木）15時～17時

場所：ドーンセンター4階 中会議室2

出席委員：池委員、島田委員、津野委員（部会長）

### 議事要旨

（1）開会挨拶 環境農林水産部環境管理室環境保全課長 兎林

（2）部会長代理の指名

津野部会長が池委員を指名

（3）会議の公開

大阪府情報公開条例第33条の規定に基づき公開を決定

（4）亜鉛含有量の排水基準に係る経過措置の見直しについて

○諮問事項、排水基準の経緯及び公共用水域や事業場排水の現状について事務局が説明

（資料1-1、1-2）

池委員 電気めっき業に対し維持管理の徹底など指導されているが、改善の傾向は出ているのか。

事務局 中小、零細のところが多く、指導する側も苦勞している部分がある。E、F、G社は、測るたびに基準を越えているが、うち1社は追加の脱脂槽を入れさせて、その後は5mg/Lはなんとかクリアできるようになったと聞いている。なかなか維持管理だけでは変わらない。

島田委員 例えば4回のうち1回はクリアというのは、時系列的には指導をした次の年はクリアだったのか。指導しているときは良かったけどまた悪くなるのか、それとも改善されたら後は良かったのか。

事務局 ある指導によって改善されて、それ以降は大丈夫という傾向のものはあまりない。調子のいいときはうまくいっているけど、少し何かで悪くなったりを繰り返している状況。小さな会社が多く、設備変更もレイアウト上難しい。データを何回も積み重ねて繰り返し粘り強く指導している。

津野部会長 河川の環境基準点で0.03mg/Lを越えた地点と事業所との関係はないのか。

事務局 あまり関係ない。亜鉛の基準がかかる事業場は、排水量自体そんなに大きなところではなく、それが直に結果に効いてくるというようなところはあまりない。ただし、下水処理場の影響はある。下水の放流水が流量の何割かを占めるような河川の場合に、下水処理場の亜鉛濃度は0.04とか0.05とかで排水基準は十分クリア出来ているが、環境基準である0.03から見れば少し高めになっている。それが河川の水量のほぼ何割かを占めるというようなところで、やっぱり高めになっている。

津野部会長 下水道に入れている地域での事業場はどのくらい出しているかはわか

らないのか？

事務局 下水道部局が検査をしているので。

津野部会長 仮に基準が厳しくなったら、下水道の受け入れ基準も横並びで厳しくなる。その辺は検討しなくてよいのか。

事務局 大阪市下水道が受け入れている電気めっき業の排水の検査結果で5 mg/Lを超えている割合が12%あるというデータを電気めっき協会からいただいている。

津野部会長 類型未指定のところが結構超えているのが気になる。

事務局 BOD等の環境基準でC類型以上が魚類の生息に適しているものとされているので、C類型以上に水生生物の環境基準をあてはめている。

池委員 どれくらい計測されているのか。

事務局 環境基準点の場合は、現在は12回。類型指定以前は1回だったり、4回だったり。

津野部会長 環境基準を超えたことによって魚に対する実害なりが報告されているか。

事務局 報告はない。

#### ○経過措置見直しの考え方及び暫定基準(検討素案)を事務局が説明(資料1-3)

津野部会長 2ページの「2. 電気めっき業に係る暫定排水基準の見直しについて」のところで、淡々と「超過しており、・・・引き続き対応できない。」とあるが、指導して改善の方法を模索して、それによって改善しているけれども、それでもなおそういう状況が続いていると書き加えるべき。

事務局 本日欠席の石川委員に事前説明し、事務局案で問題ないとコメントをいただいた。

津野部会長 それでは、一部修正して案とする。

#### (5) カドミウム及びその化合物に係る排水基準の見直しについて

##### ○諮問事項、排水基準の経緯及び公共用水域や事業場排水の現状について事務局が説明(資料2-1、2-2)

池委員 平成21年の田尻川で0.003mg/Lを超えた原因は？

事務局 この時は基準クリアなので追跡調査とかは行っておらず、原因不明。

池委員 排水濃度を報告されている事業場とは関係はないのか。

事務局 関係はない。

津野部会長 国の排水基準改定の動きはどうか。

事務局 環境基準が変わったのが平成23年10月で、その直後に中環審に諮問される予定であったが手続きが遅れている。今年度中には中環審に諮問されると聞いている。

## ○排水基準見直しの考え方及び排水基準(検討素案)を事務局が説明(資料2-3)

津野部会長 1ページの枠囲みのところで「一律排水基準の十分の一の値(環境基準値)を上乗せ排水基準として」とあるが、どっちが主なのか。排水基準よりも10分の1にしたら安全だからということで10分の1なのか、環境基準は直接飲むことも想定されているから大丈夫でしょうということで環境基準が主なのか。

池委員 環境基準と書いておいたほうがユニバーサルかもしれない。

島田委員 カドミウムなんかはリスク評価も勘案して環境基準を決めているので、それが基礎です。そのほうがいい。

津野部会長 1ページの排水基準の表で、生活環境保全条例の上水道水源以外の地域のところは、「法の排水基準値と同等とする」という表現でいかがか。

事務局 事務的には問題ない。

島田委員 次の「暫定排水基準の必要性について」のところで、超過した事例の話とか言いにくい。「従来どおりの10倍とした場合には」とか。

津野部会長 国がいつ環境審議会に諮問しますというところまで決まっていればいいが、それも決まってない。

池委員 これまでこのようなことはなかったのか。

事務局 国がこんなに遅くならなくて、何とか助かっていた。

津野部会長 よく環境省とも連絡を取り合ってやっていただきたい。

事務局 石川委員から、この検討素案で問題ないというご意見をいただいている。

津野部会長 議論した結果を踏まえて、一部修正する。

## (6) パブリックコメントについて

### ○パブリックコメント実施案について事務局が説明(資料3)

津野部会長 意見提出用紙がどこに備えてあるのか分かりやすく記載を

## (7) その他

津野部会長 追加資料として必要なものは? 例えば、亜鉛のところでは下水道受け入れ地域の状況はどうなっているのかとか。よろしいか。

池委員 もし情報があれば知っておきたい。

津野部会長 環境基準を超えているところの上流の状況把握の資料は用意しておいたほうがよい。排水基準と環境基準の乖離の話と、排水基準を満たしているけれども下水道の寄与が大きいところがありますとか。

## (8) 閉会